

第7回帯広市新型コロナウイルス感染症対策本部 主な確認事項

令和2年5月5日開催分

1 帯広市での対策

緊急事態宣言及び北海道における緊急事態措置が5月31日まで延長されることを受けて、帯広市でもこれまでの対策を継続して実施する。

このことを基本に以下のとおり対応する。

(1) イベントや行事等の実施について

- 市主催のイベントや行事は、5月31日まで原則中止又は延期する。
- 措置対象期間中に実施の判断が必要なイベント等も、原則中止又は延期する。
- 市の施設を利用するイベント等についても同様の考え方で対応するよう主催者に要請する。
- 市が共催や後援を行うものや各種実施団体の構成員となっているイベント等については、上記の考え方を基本に協議を行い、個別に対応を決定する。

(2) 事務事業の実施について

- 対策が長期化することを考慮して、市民生活への影響が最小限となるよう実施方法や手続きの見直し、延期等の対応を行う

(3) 市所管施設の運営について

- 市所管施設は、緊急事態宣言が終了する5月31日まで、業務上必要と判断される一部の施設を除き閉鎖する。
- 感染拡大の状況により施設の使用制限等の見直しを行う。
- 小中学校、南商業高校は、5月31日まで休業する。5月18日以降の分散登校を検討する。

(4) 休業協力支援金の支給について

- 市独自の酒類提供なしの飲食店の感染拡大防止の取組に対しての支援金は、5月6日までの取組を確認し、支給する。

2 今後の進め方

状況の進展を見据えて、国や北海道の新たな対策に合わせ適宜、本方針の見直しを行う